

平成 31 年度 こども家庭局子育て支援部主要施策

1. 仕事と子育ての両立支援

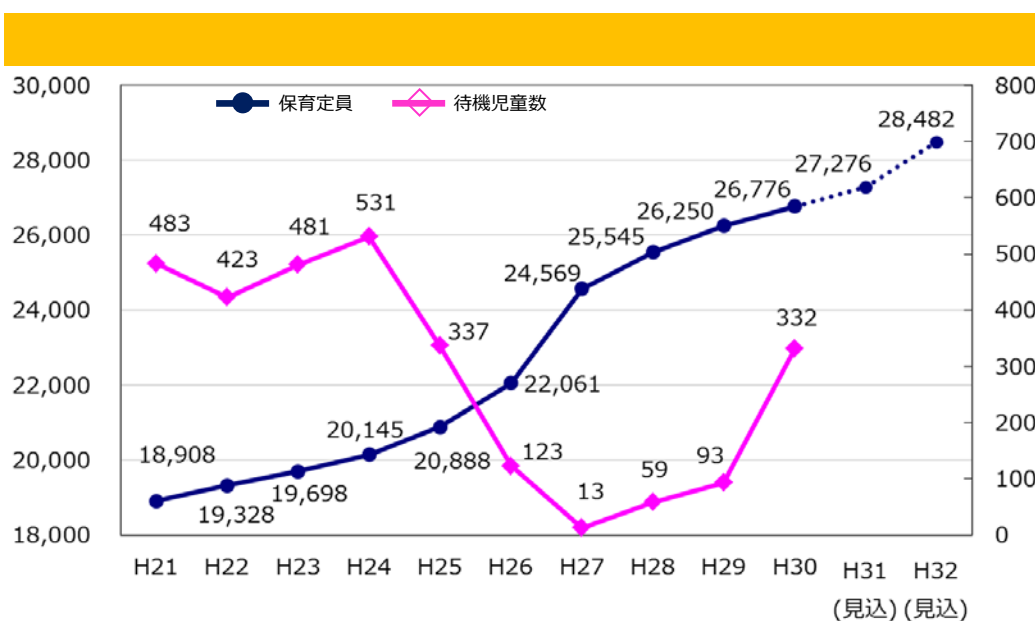
◎：新規事業 ○：拡充事業

(1) 待機児童解消対策の強化 [3,916,720 千円]

○ ①約 1,200 人分の保育定員を拡大 (3,276,299 千円)

※うち平成 30 年度 2 月補正 (1,587,239 千円)

- ◆保育所・認定こども園の新設・分園整備 (17 か所 930 人)
 - ・東灘区 4 か所 210 人
 - ・中央区 4 か所 210 人
 - ・須磨区 1 か所 60 人
 - ・西区 2 か所 100 人
 - ・灘区 4 か所 200 人
 - ・兵庫区 1 か所 90 人
 - ・垂水区 1 か所 60 人
- ◆幼稚園から認定こども園への移行 (5 か所 100 人)
- ◆小規模保育事業所等の整備 (12 か所 176 人)



◎ ②新たな保育定員確保対策 (516,026 千円)

※うち平成 30 年度 2 月補正 (65,083 千円)

◆パーク&ライド型保育所

保育ニーズの地域偏在を是正するため、保護者がマイカーで子どもを預けた後、駐車したまま最寄りの駅から電車で通勤できる駐車場併設型の保育所を整備する。

- ・兵庫区 (キャナルタウン西広場)



◆保育送迎ステーション

用地確保が困難な地域における保育ニーズに対応するため、利便性の高い駅周辺に子ども（3～5歳児）を預かるステーションを整備し、保育所まで専用バスで送迎する。

- ・灘区（受け入れ先保育所：ひまわり学園跡地に新設整備）、中央区



◆公有財産を活用した保育定員の拡大

区役所庁舎における小規模保育事業所の整備（須磨区）や、旧公立幼稚園舎を改修により保育所として活用し、保育定員の拡大を図る。

◆サテライト型小規模保育事業の推進

保育所を運営する事業者が、本園近くに小規模保育事業所を整備し、受け皿となる本園において3歳児以降の定員を拡大する場合、整備における従来の事業者負担の1/2（上限400万円）を上乗せ補助する。

◆都心部における用地・建物賃料補助

都心部における事業者の参入を支援するため、用地や建物にかかる賃料を補助する。

※補助対象 用地：1/2相当、上限1,000万円

建物：3/4相当、上限1,650万円

◆認可外保育施設の認可化支援補助

保育環境の向上および認可定員の拡大のため、認可外保育施設の認可化に必要な改修経費等を補助する。

◆企業主導型保育事業の備品購入費補助

市内で新たに企業主導型保育事業を実施する事業者に対し、国の助成の対象とならない備品購入費を補助する。（保育定員1人あたり28,500円）

○ ③幼稚園における長時間預かりの実施支援（74,808千円）

職員配置等に要する経費を補助するほか、保育を必要とする3歳児の預かり保育利用者に対し保育料の一部を補助する。（上限1万円/月・年収520万円以下の世帯）

○ ④区役所窓口体制の強化（49,587千円）

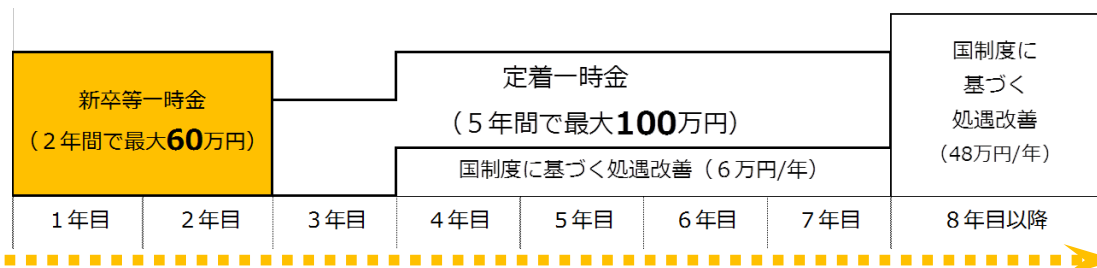
各区役所・支所・出張所に配置している保育サービスコーディネーターを、新たに4名（東灘区、灘区、中央区、垂水区）配置し、保育利用に関する相談受付や情報提供を行う。

(2) 保育人材確保と保育士負担軽減 [1,167,195 千円]

※うち平成 30 年度 2 月補正 (150,200 千円)

○ ①一時金給付 (672,000 千円)

保育人材の確保・定着を促進するため、新卒保育士等に対する一時金の給付および採用 3～7 年目の職員に対する定着一時金の給付を行う。



○ ②潜在保育士の職場復帰支援 (16,200 千円)

潜在保育士等が非常勤職員として復職し、「朝」もしくは「夕」の時間帯、あるいは「休日」を含んで半年間勤務した場合、一時金 (10 万円) を給付する。

○ ③宿舍借り上げ支援 (188,928 千円)

採用 1～5 年目までの保育士等の宿舍の借り上げ費用を補助する。
(1 人あたり上限 82,000 円/月)

○ ④未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援 (39,267 千円)

保育所等に子どもを預ける保育士等に対する保育料貸付に上乗せ補助を行い、保育料を 1 年間実質無料とする。(上限 54,000 円/月)

※ 2 年間の勤務で返還免除

○ ⑤保育士資格の取得支援 (6,300 千円)

保育補助者等が保育士資格試験に合格し、市内の保育所等に就職した場合に、講座受講費用の 1/2 を補助する。(上限 15 万円)



○ ⑥保育士奨学金返還の支援 (69,300 千円)

市内在住の採用 1～7 年目の保育士等に対し、奨学金の返還に要する費用を補助する。
◆補助額 5,000 円/月 (7 年間で最大 42 万円)

○ ⑦保育士の負担軽減 (155,200 千円) ※うち平成 30 年度 2 月補正 (150,200 千円)

登降園管理・午睡チェック等のシステム導入に要する経費を補助するとともに、ICT 機器を活用した先駆的なモデルとなる保育所等を選定し、業務負担軽減や効率化を検証する。

また、外国籍の子どもの受け入れを円滑に行うため、多言語翻訳機を導入する。

○ ⑧保育人材確保プロモーション (20,000 千円)

保育士等養成校の在學生や潜在保育士を対象として、主要駅での交通広告や SNS を活用した広報等を行い、施策を効果的に発信するとともに、保育所等の見学ツアーや就職フェアを引き続き開催する。



＜午睡チェックのイメージ＞

◎ (3) 幼児教育・保育の無償化への対応 [3,949,662 千円] ※2019年10月より開始

- ◆幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育における保育料を無償化
※対象 3～5歳児：全世帯 0～2歳児：住民税非課税世帯
※新制度の対象とならない幼稚園については、上限 25,700 円/月

- ◆認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業における利用料を無償化（保育の必要性の認定を受けた場合）
※上限 3～5歳児：37,000 円/月 0～2歳児（住民税非課税世帯のみ）42,000 円/月

- ◆幼稚園の預かり保育における利用料を無償化（保育の必要性の認定を受けた場合）
※上限 11,300 円/月

◎ (4) 多様な保育ニーズへの対応 [100,280 千円]

○ ①病児保育室の整備 (54,173 千円)

保育士の人材確保や経常的な賃料等に要する経費を新たに補助し、既存施設の安定的な運営を図るとともに、2か所増設する。



○ ②保育所等における医療的ケア児の受け入れ (46,107 千円)

日常生活において「経管栄養」や「たんの吸引」など、医療的ケアを必要とする子どもが心身の状況に応じて適切な保育を受けることができるよう、5施設で受け入れを行う。